

重要事項説明書
兼
利用契約書

社会医療法人 聖峰会
『ひまわりの郷 吉井』

「ひまわりの郷 吉井」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
事業所番号 4097300018

当事業所はご利用者に対して小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会医療法人 聖峰会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県久留米市田主丸町益生田 892 |
| (3) 電話番号 | 0943 (72) 2460 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 鬼塚 一郎 |
| (5) 設立年月 | 昭和 37 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成 18 年 12 月 1 日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、契約書の第 4 条及び第 5 条に定める小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
2 事業者が利用者に対して実施する小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は『小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護』に定めることとします。 |

- (3) 事業所の名称 ひまわりの郷 吉井
- (4) 事業所の所在地 うきは市吉井町 1163-7
- (5) 電話番号 0943-76-4455
- (6) 事業所長（管理者）氏名 上村 啓介
- (7) 当事業所の運営方針

- 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下『保険者』という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (8) 開設年月 平成 18 年 12 月 1 日
- (9) 利用定員 事業所の登録の利用定員は 29 名、通いサービスの利用定員は 18 名、宿泊サービスは 6 名とする。

3. 事業実施地域及び営業日・時間

- (1) 通常の事業の実施地域 うきは市
- (2) 営業日・サービス提供時間帯

24 時間 365 日

通いサービス	8：30～17：00（送迎時間込み） 前後の時間延長は相談に応じる
宿泊サービス	17：00～9：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤 (名)
1. 事業所長 (管理者)	1
2. 居宅介護支援専門員	1
3. 看護職員	1 以上
4. 介護職員	7 以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付されます。(介護負担割合証において、利用者負担の割合が2割の方については8割が介護保険から給付されます。尚平成30年8月から65歳以上の方 (第1号被保険者) であって、現役並みの所得のある方には費用の3割負担も新設されています。

- ・ 2割負担基準について
 - ・ 65歳以上の被保険者のうち、所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者 (単身で年金収入のみの場合、280万円以上) を基準とする。
 - ・ 合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す
- ・ 3割負担基準について
 - ・ 65歳以上の被保険者の合計所得金額が220万円居所の方
 - ・ 合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は、2割負担、又は1割負担となる。

〈サービスの概要〉

- ① 食事（居宅サービス計画等において、食事の提供が予定されている方に限ります。）
 - ・当事業所では、法人の管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
（食事時間） 12：00～

- ②入浴
 - ・入浴又は清拭を行います。

- ③排泄
 - ・ご利用者の排泄の介助を行います。

- ④機能訓練（生活リハビリ）
 - ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき訓練を実施します。

- ⑤送迎サービス
 - ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

- ⑥宿泊サービス
 - ・ご利用者の希望により、宿泊をお受けします。

- ⑦訪問介護サービス
 - ・小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき訪問介護を行います。

〈サービス利用料金〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

介護保険適用 サービス利用料金（令和6年4月改定）

小規模多機能型居宅介護	1ヶ月あたりの負担額（単位：円）			
	要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護	要介護1	10,458	20,916	31,374
	要介護2	15,370	30,740	46,110
	要介護3	22,359	44,718	67,077
	要介護4	24,677	49,354	74,031
	要介護5	27,209	54,418	81,627
介護予防	要支援1	3,450	6,900	10,350
	要支援2	6,972	13,944	20,916

初期加算（1日につき）	30
認知症加算（Ⅰ）（1月につき）	920
認知症加算（Ⅱ）（1月につき）	890
認知症加算（Ⅲ）（1月につき）	760
認知症加算（Ⅳ）（1月につき）	460
看護職員配置加算（Ⅰ）（1月につき）	900
看取り連携体制加算（1日につき）	64
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	750
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	1200
総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	800
介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）（1月につき）	所定単位数の17.1%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）（1月につき）	所定単位数の18.6%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）（1月につき）	所定単位数の16.8%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）（1月につき）	所定単位数の18.3%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の15.6%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	所定単位数の12.8%
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3ヶ月に一度計画時）	100
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200
訪問体制加算	1000
口腔・栄養スクリーニング加算（6ヶ月毎）	20

科学的介護推進体制加算	40
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10

※介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（Ⅳ）は令和6年6月施行

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）（Ⅱロ）は令和8年6月1日施行

*認知症加算について

- ・認知症加算（Ⅰ）【新設】：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ※その他算定条件あり
- ・認知症加算（Ⅱ）【新設】：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ※その他算定条件あり
【上記の認知症高齢者の日常生活自立度は、医師の判定結果又は主治医意見書に基づき判定されます。】

*サービス提供体制強化加算

- ・当事業所の介護従業者（看護師は除く）の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上である

*総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）【新設】

- ・(1)利用者の心身状況又は家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が協同し介護計画の見直しを行っていること。
- ・(2)利用者の地域における多様な活動が確保されるように日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に参加していること ※その他算定条件あり

*訪問体制強化加算について

- ・訪問担当2名以上配置、訪問サービス提供数200回/月以上

*看護職員配置加算について

看護職員配置加算：常勤かつ専従の看護師を1名配置している場合

*生活機能向上連携加算について

自立支援、重度化防止に資する介護を推進するため

*口腔栄養スクリーニング加算

- ・従業者により6月毎に利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認し担当する介護支援専門員へ提供を行う

*科学的介護推進体制加算

- ・利用者の心身状況等、基本情報を厚労省へ提出、その情報を基に必要に応じ介護計画の見直し、提供に当り必要な情報を活用している

＊介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（Ⅳ）R6年6月施行

（Ⅰロ）（Ⅱロ）R8年6月新設

・処遇改善加算は、介護職員等の給与水準を他産業と比較して改善し、職場環境の向上や人材確保・定着を促進するための加算です。2024年6月の改定により、従来の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3区分が統合され、Ⅰ～Ⅳの4区分に整理されました。事業所内で柔軟に職種間配分が可能で、看護職・リハビリ職・ケアマネ・事務職なども対象に含まれます

・2024年度改定で一本化されたⅠ～Ⅳの4区分体制に、生産性向上・協働化の取組を上乗せ評価するⅠロ（最上位）およびⅡロの2区分を新設し、計6区分に拡充される。従来のⅠ～ⅣはそれぞれⅠイ・Ⅱイ・Ⅲ・Ⅳとして継続する。

※その他算定条件あり

＊生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

・（Ⅱ）の要件を満たし（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組みによる成果が確認された事。

・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している事。

・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手等）の取組等を行っている事。

・1年以内毎に1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行う事。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインにもとづいた改善活動を継続的に行っている事。

・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している事。

・1年以内に1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行う事。

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

(令和7年5月1日改定)

食事	朝食	350
	昼食	500
	夕食	500
宿泊	1泊	2650
オムツ	1枚	200
レク、クラブ活動費		実費

通常事業の実施場所地域以外への送迎及び訪問に要する費用負担は基本的にございません。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用については、翌月10日頃に請求書を発行し、お支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について (契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 上村 啓介 0943-76-4455
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:00

(2) その他 苦情処理及び苦情受付機関

- 1 事業所長(管理者) 上村 啓介 TEL 0943-76-4455
- 2 福岡県介護保険広域連合 うきは市・太刀洗支部
〒839-1306 福岡県うきは市吉井町 983-1 TEL 0943-74-5355
- 3 うきは市役所保険課
〒839-1306 福岡県うきは市吉井町新治 316 TEL 0943-75-3111
- 4 福岡県国民健康保険団体連合会
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL 092-642-7859

7. サービス提供における事業者の義務 (契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
 - ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第11条参照)
 - 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (2) 喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

※当施設では、利用者様が快適な在宅生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性を伴うことを十分にご理解ください。

- ・歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷、頭蓋骨内損傷の恐れがあります。
- ・小規模多機能型居宅介護施設（ひまわりの郷田主丸）は、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- ・高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。
- ・本人の全身の状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。

なお、このことは、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書、第16、17条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂く事があります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 1. カルテ等の開示申請について

ご利用者・家族がカルテ等の開示を希望する場合は、社会医療法人聖峰会田主丸中央病院の規定に基づき開示の手続きを行うものとします。

- (1) 法人名 社会医療法人 聖峰会
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市田主丸町田主丸 1001-2
 サンライフ聖峰内
- (3) 担当窓口 介護事業部 局長 稲富 浩昭
- (4) 電話番号 0943 (72) 3446

1 2. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

1 3. 緊急時の対応方法について (令和 7 年 1 月 1 日改定)

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 4. 事故発生時の対応について

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

1 5. 利用者の権利擁護について（令和8年4月1日改訂）

- ・当事業所は、利用者の基本的人権を尊重し、次のとおり権利擁護に努めます。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・身体的、精神的虐待、放置、経済的虐待等、いかなる虐待も行いません。
- ・利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は、原則として行いません。
- ・やむを得ず行う場合は、必要最小限とし、適切な手続きに基づいて実施します。
- ・利用者のプライバシーに配慮し、個人情報保護に努めます。
- ・利用者が安心してサービスを利用できるよう、苦情及び相談体制を整備します。

1 6. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 上村 啓介

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報します

1 7. 身体拘束等の排除のための取り組みに関する理念及び方針

〈理念〉

ひまわりの郷 吉井は、ご利用者様を中心としたサービスを提供し、ご利用者様の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束をしない

介護を目指します。

〈方針〉

身体拘束等は原則として実施しません。

ご本人様の心身安全面、他のご利用者様の心身安全面の確保などの際において、緊急を要し他に代替の方法がなく、ごく短時間の場合においてやむを得ず実施する場合においてはご家族様等に同意の上実施します。

この理念、方針のついて不明な点がございましたら遠慮なく管理者までお問い合わせ下さい。

- (1) 事業所名 ひまわりの郷 吉井
- (2) 担当窓口 管理者 上村 啓介
- (3) 電話番号 0943 (76) 4455

18. 当事業所における個人情報の利用目的について

当事業所はお預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めております。

【当事業所内での利用目的】

- 1. 利用者様へ適切な医療・介護サービスをご提供するため
- 2. 介護保険事務を行うため
- 3. 利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 入退院等の情報管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) サービス中の事故等の報告
 - (エ) 医療・介護サービスの質の向上
 - (オ) 運営推進会議等による地域への情報提供（写真含む）

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 1. 当事業所がケアマネジメント関連業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - (イ) 医療機関からの照会への回答
 - (ウ) 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答（介護施設の場合）
 - (エ) 利用者様の疾病に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
 - (オ) 情報システム運用・保守業務の委託

- (カ) その他の業務委託
- (キ) 家族等への病状並びに心身の状況説明及び問い合わせ

2. 医療・介護保険事務に係る情報提供

- (ア) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (イ) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

1. 当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため

- (ア) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料やアンケートの作成
- (イ) 法人内において行われる学生の実習への協力
- (ウ) 法人内において行われる事例研究（写真含む）
- (エ) 外部監査機関への情報提供

個人情報の取扱について

- (1) 守秘義務により個人情報については正当な理由なく第三者に漏らしませんが、介護保険法によるサービスの受給に必要なため、サービス担当者会議において、利用者又は家族の情報を担当医及びサービス提供事業者に提供することがあります。
- (2) サービス担当者会議以外にも「当事業者における個人情報の利用目的について」に定めている内容の範囲内で第三者に必要な情報提供を行います。

19. カスタマーハラスメントに関する事項（令和8年4月1日改定）

当事業所では、すべての利用者様に安心してサービスをご利用いただくとともに、職員が安全に働ける環境を確保するため、以下の行為を「カスタマーハラスメント」と定義します。

- ・職員に対する暴言、威圧的な言動、侮辱的な発言
- ・身体的な暴力、またはそれに準ずる行為
- ・過度または不当な要求、執拗なクレーム
- ・セクシャルハラスメント等の人格を否定する行為
- ・その他、職員の就業環境を著しく害する行為

上記の行為が認められた場合には、状況に応じて注意・指導を行い、改善が見られない場合や重大であると判断した場合には、サービスの全部または一部を中止し、または利用契約を解除することがあります。

その際には、必要に応じて関係機関等と連携し対応いたします。

20. 衛生管理・感染症対策について（令和8年4月1日改訂）

- ・当事業所では、利用者の健康を守るため、次のとおり衛生管理及び感染症対策に取り組めます。
- ・事業所内の清掃及び消毒を定期的実施し、清潔な環境の保持に努めます。
- ・職員は手洗い、手指消毒、マスク着用（個人の判断）等の感染予防策を徹底します。
- ・職員の健康管理を行い、発熱等の症状がある場合は、業務に従事させません。
- ・感染症が発生、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じ、関係機関及びご家族と連携して対応します。
- ・感染症予防に関する研修を実施し、職員の知識及び対応力の向上に努めます。

21. 第三者評価の実施状況 有

- ・当事業所は、自己評価を実施しております、その結果を運営推進会議にて報告し、その結果を元に外部評価を受けております。
- ・外部評価の結果は久留米市役所・健康福祉部・介護保険課へ提出しております。
- ・実施した直近の年月日 令和8年1月21日

利 用 契 約 書

小規模多機能型居宅介護

ひまわりの郷 吉井

ひまわりの郷吉井の介護サービスをご利用される利用者（以下「利用者」という。）と社会医療法人聖峰会 ひまわりの郷吉井（以下「事業者」という。）は、利用者が、事業者から提供される小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から5年間とします。5年が経過した場合は改めて、5年間の更新契約を行います。

第3条（小規模多機能型居宅介護計画または介護予防小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護事業者を紹介する等必要な支援を行うものとします。
- 2 事業者は、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画について、利用者及びその家族等に対して意向を聞き、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画書を作成し、同意を得た上で決定し交付するものとします。
- 3 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画を変更した場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。なお、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、教養娯楽等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担することもあります。
- 3 事業者は第1項及に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：小規模多機能型居宅介護計画または介護予防小規模多機能型居宅介護利用料金の1割、2割、3割の各負担割合に応じ）を事業者に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うこともあります。
- 4 前項の他、利用者はおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、の利用を中止又は変更をする時は、サービス実施日の1日前までに申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは、かかりつけ医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護計画または介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第11条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状回復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況をおよそ判断して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としないうちにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定める処に従い事業者が提供するサービスを利用する事ができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条 (利用者からの中途解約)

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。
 - (1) 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - (2) 利用者が入院した場合

第 17 条 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条 (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

1. 小規模多機能型居宅介護および介護予防小規模多機能型居宅介護事業を利用するにあたり、『ひまわりの郷吉井』重要事項説明書・契約書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。
2. 代理人は連帯保証人として、利用者が本契約上、当事業者に対して負担する一切の債務を、極度額 50 万円の範囲内で、利用者と連携して支払う債務を負います。
3. 上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、小規模多機能型居宅介護事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(契約者)

<利用者>

住 所

氏 名 印

代理人(連帯保証人)

住 所

氏 名 印

続柄 ()

(Tel - -)

その他緊急連絡先は別紙書面にて交わします。

(事業者)

住 所 久留米市田主丸町豊城 1668-2

社会医療法人 聖峰会

ひまわりの郷 吉井

代表者名 鬼 塚 一 郎 印

附 則

この規定は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

平成 22 年 1 月 1 日	改定
平成 24 年 4 月 1 日	改定
平成 26 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 4 月 1 日	改定
平成 28 年 4 月 1 日	改定
平成 30 年 4 月 1 日	改定
令和 1 年 10 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 3 月 31 日	改定
令和 7 年 1 月 1 日	改定
令和 7 年 5 月 1 日	改定
令和 8 年 4 月 1 日	改定